

2019年12月13日

日本繊維輸出組合  
日本繊維輸入組合  
組合員企業 各位

日本繊維輸出組合  
日本繊維輸入組合

「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけ」について（協力依頼）

組合員企業の皆様におかれましては、平素より組合活動にご協力賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（別添2。以下「骨太方針」という。）においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、経済産業省商務情報政策局総務課情報プロジェクト室より、マイナンバーカードについて、積極的な取得と利活用の呼びかけに関する協力の依頼がございました。

つきましては、下記の要領で、組合員企業の皆様の従業員の方々等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について、呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 呼びかけに係る資料を用意しましたので、ご活用下さい（チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」）。  
資料は、そのまま、貴社のイントラネットへ掲載頂いたり、社員に対しメール添付でお知らせいただけるよう、作成しています。ご自由にご活用下さい。

- 2) 関連する以下のポスター、リーフレット等の電子媒体を併せてお送りしますので、ご自由にご活用下さい。
  - ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
  - ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
  - ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
  - ・リーフレット「こんなとき あってよかった！ マイナンバーカード」
- 3) 呼びかけは、できる限り速やかに（遅くとも年内には）実施頂ければ幸いです。
- 4) 国では、カードの交付申請について、会社等に赴く方式を用意しています。ご興味がある社におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談下さい。
- 5) 以上のほか、貴社の実情に応じ、従業員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただければ幸いです。なにとぞ、よろしく願いいたします。

以上